

# 海外食品添加物規制早見表 Phase2 用途拡大（乳化剤・甘味料・調味料）のご紹介

JFIA Japan Food Industry Association



一般財団法人 食品産業センター  
加工食品国際標準化緊急対策事務局

(Japan Food Industry Association) 略称「JFIA」

食品産業界唯一の中核的・横断的団体として1970（昭和45）年設立。

役割：食品産業界全体の相互連携、食品産業の発展を図ること

人員：27名（農林水産省OB 5名 食品企業からの出向 13名）

食品産業界の意見を集約して、行政や業界に要請・提言を行うとともに、食品産業界の共通の課題解決に向けて取り組んでいます。

食品産業関連116団体、食品企業等127社、1都道府県、個人会員19名  
(令和6年2月16日現在)

## 【主な事業】

- (1) 食品の品質・衛生管理に関する調査・指導
- (2) 食品産業の海外事業展開・食品の輸出促進に関する情報の収集・提供
- (3) 食品の表示の適正化・情報の提供に関する調査・指導
- (4) 食品産業の試験研究・技術開発に関する交流・提言
- (5) 食品産業の環境対策に関する調査・指導
- (6) 地域の食品産業の振興 など

# 食品産業センターホームページのご紹介

JFIA Japan Food Industry Association

JFIA Japan Food Industry Association

▶ サイトマップ 食品産業センターサイト内検索

一般財団法人 食品産業センター

ホーム お知らせ セミナー・イベント 出版物 行政情報 センターの事業 センターのご案内 **会員ページ**

～食品産業の発展と未来を目指して～



食品産業センターでは、食品産業の健全な発展と新しい社会的課題を解決するために各種の事業を行なっています。



▶ センターの事業はこちら

食品産業センター ホームページ

<https://www.shokusan.or.jp/>



## 【対象国・地域】

輸出上位を占める10か国・地域

(米、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州)

## 【用途】

新たに食品添加物 3用途の規制調査を実施し、情報を追加しました

・乳化剤(59品目)

・調味料(75品目)

・甘味料(22品目)

合計 156品目

## 【内容】

使用基準、成分規格、規制根拠の関連法規、品目番号など

調査内容を整理をした後、早見表システムを改修、輸出規制プラットフォームに収載して、輸出(食品製造)事業者に向けて情報提供を行う

## 【今年度の到達点】

・乳化剤、甘味料、調味料の規制情報を収載し、着色料と併せて10か国、4用途、239品目の情報を収載した。

・輸出規制プラットフォームのアクセスデータで利用者の動向を確認し、今後も開発・改良を進める

## ☑ 早見表(海外食品添加物規制早見表)とは

国内で製造時に使用している食品添加物が、海外(10か国・地域)で使用できるかどうかを検索・判別できる無料ツール



## ☑ 早見表の活用目的は？

加工食品を輸出する際、輸出先国の食品添加物の定義や、対象食品の範囲、使用できる量などの違いを把握し、輸出先国で使用できるものかどうかを確認する

## ☑ 加工食品の輸出における添加物の課題

国・地域により添加物と定義されている範囲、成分規格、使用基準や用途が異なるため、食品を輸出しようとした場合、輸出できないケースがある

国内で使用可能である既存添加物の各国認可申請の対応に限界がある

海外の添加物規制の情報収集の方法がわからないという声がある  
添加物について整理された情報が無く、煩雑な作業と手間が掛かる

☑ 早見表の閲覧件数（PV数）  
（令和6年1月10日締めデータ）

※公開して1年が経過しました

期間	プラットフォーム	早見表
1月23日～1月31日	28,757	13,571
2月 1日～2月28日	12,355	6,586
3月 1日～3月31日	14,430	6,791
4月 1日～4月30日	19,275	4,398
5月 1日～5月31日	11,982	4,653
6月 1日～6月30日	13,734	6,423
7月 1日～7月31日	12,922	6,756
8月 1日～8月31日	11,529	6,414
9月 1日～9月30日	10,757	6,053
10月 1日～10月31日	10,981	6,530
11月 1日～11月30日	12,713	7,250
12月 1日～12月31日	22,563	9,548
1月 1日～ 1月31日	25,658	14,802
計	207,656	99,775

早見表サイトについては、公開し、この1月までで 99,775PVの閲覧数でした。  
 今後も情報の追加を行うことにより、事業者様など、輸出を進める皆様方に情報提供を行い、幅広くご活用いただきたい。

## 【日本と海外の違い】

早見表を利用するための予備知識として、日本と海外の違いを理解することが重要大別して、3点の違いがある。

- 乳化剤の定義が異なる
  - ✓ 海外では、水と油を均一にしたエマルジョンを形成する機能に限定
  - ✓ 日本では消泡、起泡、離形など幅広い機能を含む
- 名称と分類が異なる
  - ✓ 海外では、基本的に個々の物質名で表示する
  - ✓ 日本では、グリセリン脂肪酸エステルのように、物質名の総称で表示ができる
- 使用基準がある
  - ✓ 多くの乳化剤に用途や添加量の制限がある。
  - ✓ 日本で使用基準のあるものは3種類程度に限定される

上記の情報については、これらの理解が必要であることから、早見表に解説資料を収載しています。

- ・甘味料は食品に甘味を付与する機能を持つ物質である。
- ・海外では、添加物の機能・役割を明確にする定義「甘味物質の対象」や「使い方」を規定している。
- ・米国では、栄養性甘味料、非栄養性甘味料に区分けされていて、甘味物質の熱量の注意が必要。
- ・EUでは、卓上で使うものも甘味料を含めている。
- ・中国、韓国は日本と類似、対象範囲が広い。
- ・香港、シンガポール、ベトナム、豪州は砂糖の代替として使用を限定、あるいは甘味料にならないものを明記。
- ・コーデックスでは単糖類、二糖類を甘味料から除いている。
- ・香港とシンガポールは甘味料の定義で炭水化物を除くとしており、糖質を含まない。

- ・調味料は食品に味・風味を付与、増強する目的で使用される食品添加物
- ・各国・地域では『風味増強剤』となります。(事業者判断の国あり)

(例)

豪州では、グルタミン酸ナトリウムを食品に添加する場合食品表示に「風味増強剤(MSG)」「風味増強剤(621)」と表示すること、そして成分表示は622-625のその他の追加許可されたグルタミン酸食品添加物も適用される。

法規とは別にクリーンラベルの観点から、添加物不使用を求められるケースがある。

- ・コハク酸ナトリウム EUや豪州、NZで使用不可。
- ・香港では、食品添加物は公衆衛生市政条例第132章に規定されている。調味料は明記されていないため、INS番号のある食品添加物、JECFA評価のある香料について、香港当局へ10日以内に問い合わせる必要があります。